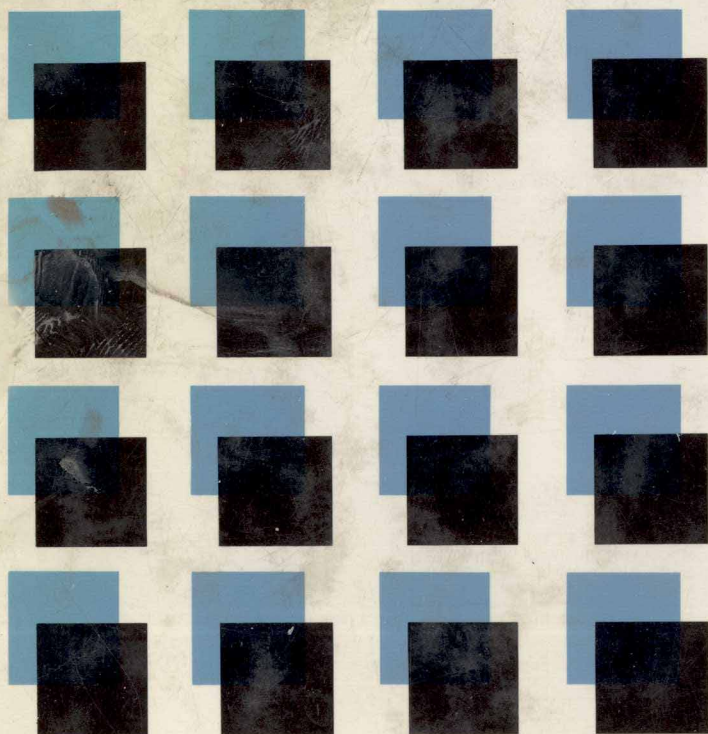


会 計 学 要 説

山根勝次著

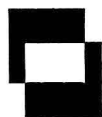


発行＝弘生書林

発売＝星雲社

会 計 学 要 説

山根勝次 著



発行＝弘生書林

発売＝星雲社

著 者 紹 介

山根勝次（やまねかつじ）

1925年群馬県生れ。

日本大学農学部農業経済学科卒業。

協同組合短期大学講師，助教授，教授を経て，現在，

日本大学農獣医学部教授。簿記会計学専攻。

著書 「農協簿記」（全国農協中央会），「農協簿記精義」

（学陽書房），「簿記原理」（学陽書房），「農業簿記」

（同文館）その他。

現住所 東京都世田谷区上祖師谷 2-9-15

会 計 学 要 説

昭和58年 4月15日

初版印刷

©1983

定価 1800円

昭和58年 4月20日

初版発行

著 者 山 根 勝 次

発行者 佐 藤 弘 一

印刷所 奥村印刷株式会社

発 行 所 株式会社 弘 生 書 林

（〒101）東京都千代田区神田神保町 1-60

赤石第一ビル

電 話 0 3 - 2 9 4 - 4 0 3 7

振 替 東 京 0 - 5 9 3 5 8

発 売 元 株式会社 星 雲 社

（〒101）東京都千代田区神田錦町 3-6

電 話 0 3 - 2 9 4 - 5 8 1 8

落丁・乱丁はお取り替え致します。

ISBN 4-7952-4707-2 C 0033

は し が き

企業会計は、利害関係者に対して、財政状況および期間損益計算の成果を適正に処理し、それを報告することがその役割であるが、その適正な会計処理の理論的根拠を指示するものが、企業会計原則および関連諸規準であり、また企業の経理実践と密接な関連をもつ商法および商法計算書類規則・証券取引法・税法などである。これらの一連の会計理論の根拠について理解することは容易でない。

そこで本書は、それらの会計理論の根拠を要約し、体系的に解説することを意図して書かれてある。もともと本書は、大学での講義ノートをまとめたものであり、初めて会計学を学ぶ人達によく理解できるように平易に述べている。

本書は12章で構成されており、会計の基礎概念・損益会計・資産会計・負債会計・資本会計・財務諸表・中間財務諸表・連結会計について、基本的な原理と体系の把握を目的として説明している。会計は理論のみの理解だけでは意味がない。理論を応用して実務を処理することができなければならない。理論と実務を一体化し、会計理論の理解を少しでも深めていただくために役立てば幸いである。

なお、会計理論についての通説と思われるものを節録引用させていただいたので、巻末に参考文献を付記して、同学の諸先輩・同僚の方々に謝意を表するとともに、本書への御批判、御指導を賜われれば、このうえない喜びである。

最後に、本書の出版に特別の御配慮をいただいた、弘生書林社長佐藤弘一氏に対し、心から感謝の意を表する次第である。

昭和58年 4月

山根 勝次

目 次

はしがき

第Ⅰ章 会 計	9
1 会計学	9
2 会計の職能	9
3 企業会計の目的	10
4 会計公準	11
5 会計原則の必要性	12
6 一般原則	14
7 損益計算書原則	22
8 貸借対照表原則	23
第Ⅱ章 損益会計の理論	25
1 損益の基礎概念	25
2 損益測定（認識）の基準	26
3 費 用	34
4 収 益	39
第Ⅲ章 資産会計の理論	43
1 会計上の資産の概念	43
2 資産の分類基準	44
3 資産評価	47
4 流動資産	50
5 固定資産	73
6 投資その他の資産	78
7 繰延勘定	79
8 減価償却	82
9 資本的支出と収益的支出	92

第Ⅳ章 負債会計の理論	95
1 負債の意義	95
2 負債の概念	95
3 負債の区分	97
4 負債項目の分類	98
5 流動負債	100
6 固定負債	105
7 引当金	110
8 偶発債務	117
第Ⅴ章 資本会計の理論	121
1 資本の意義	121
2 資本の概念	121
3 資本の分類	122
4 株式会社の資本	123
5 剰余金	127
6 欠損金の処理	132
7 秘密積立金	132
第Ⅵ章 財務諸表	134
1 役 割	134
2 財務諸表の内容	134
3 商法上の財務諸表の規定	135
4 企業会計原則・財務諸表規則	135
5 財務諸表作成の一般原則	136
第Ⅶ章 損益計算書	137
1 意 義	137
2 本 質	137
3 当期業績主義と包括主義	138
4 作成法	140

5 形 式	140
6 注記事項	140
第Ⅷ章 貸借対照表	144
1 意 義	144
2 作成法	144
3 本質と要件	145
4 貸借対照表の分類	146
5 形式と配列法	146
第Ⅸ章 財務諸表付属明細表	153
1 意 義	153
2 種類と形式	153
第Ⅹ章 利益金処分計算書	156
1 意 義	156
2 利益処分	156
3 中間配当	158
4 損失金処理	159
5 形 式	159
第Ⅺ章 中間財務諸表	163
1 中間財務諸表制度の導入経過	163
2 中間財務諸表の意義	163
3 中間財務諸表の目的	164
4 中間財務諸表の体系	165
5 中間財務諸表作成基準	165
第Ⅻ章 連結会計の理論	171
1 連結会計の意義	171
2 作成目的	171

3	連結財務諸表の一般原則	172
4	連結の範囲	173
5	連結貸借対照表の作成基準	175
6	連結損益計算書の作成基準	180
7	連結剰余金計算書の作成基準	182
主要参考文献一覧		183
附 録		185
企業会計原則		188
企業会計原則注解		195

会 計 学 要 説

第Ⅰ章 会 計

1 会計学

会計学（Accounting）とは、企業の経営活動にともなって発生する経済価値の変動を、計数的に把握して、財務諸表に記載するために必要な原則を、理論的に研究するとともに財務諸表の内容を分析、解釈し、企業の財政状態と、経営の成果を診断するために必要な科学的方法を究明し、もって経営の合理化、企業の経済的発展への具体的資料を提供するための学問である。

2 会計の機能

会計とは企業の経営活動を、会計特有の方法で計数的に把握整理し、報告し、かつ解釈することである。その機能としては記録機能・計算機能・報告機能の3つをもっている。

（1）記録機能

経営活動はすべて貨幣価値的に表示される。貨幣額で表示される経営活動も小規模経営の場合や、個人経営の場合であれば、とくに記録計算をせず経営主の記憶によって経営はできようが、大規模経営になったり、経営活動の過程に第三者に対する債権・債務が発生してくると、そのてんまつを記録整理してゆかなければならない。経営活動が複雑になってくると、どうしても記録計算が必要となり、記録を行なわねばならない。

記録は第1に単なる記憶のみでは不正確になったり、忘れたりしてしまうので、記録することによって、正確に、永久に把握することが、事後に役立つ。第2に記録によって関係者に伝達することができる。第3に報告義務を果たすことができる。

以上のように記録をすることによって経営活動の過程を貨幣価値的に正確に

把握でき、表示することが可能となるのである。

（２） 計算職能

記録された会計上の事実について、計算することによってある種の意味をもつ数値を算定し、その原因と結果を明確にすることが必要である。計算の目的は経済性計算（損益成果計算）を行なうことにある。すなわち、記録されたままでは会計事実は把握できない。それを計算することによって企業の実態が把握されることになる。企業の実態は損益成果の原因と結果を計数的に示されることによって理解される。

（３） 報告職能（開示機能）

記録・計算された結果は、これを整理して企業の利害関係者に報告しなければならない。会計の最終目的は利害関係者に対して会計情報を報告することにある。報告職能を果たすために記録・計算職能がその基礎にあることはいうまでもない。

3 企業会計の目的

企業会計とは、企業そのものが行なう会計である。企業の目的は利益追求であり、分配可能利益の算定（期間損益計算）を行なうこととともに、企業が企業をとりまく利害関係者に対して、企業の実態を計数的に正しく表示し、正しい判断をさせるために報告することである。したがって企業会計の目的は、分配可能利益の算定と、経営の状況報告の2つであるといわれている。

（１） 分配可能利益の算定（期間損益計算）

企業の経営活動は営利追求である。経営活動は、本来営利活動であるかぎり、収益と費用とが相償えれば満足されるものではなく、最大限の利益を獲得し、それを基盤にして規模を拡大し生産を高め、経済性を発揮させなければならない。

企業は利益追求を目的として経営活動を展開しているかぎり、企業が獲得する利益を明確に算定する必要がある。この利益の算定は一定期間を区切って行なう会計方法がとられなければならない。これが期間損益計算といわれるものであり、現代会計の前提要件である。すなわち企業会計の目的の1つは、期間内に発生した分配可能利益を明瞭に算定することである。

(2) 経営の状況報告

企業の規模が小さく、取引量が少なく、また資金の調達関係が単純である場合は、企業の経営状況がどのようになっていようと、企業外の人々にはなんら関係のない問題である。しかし、企業の規模が大きくなり、取引量が大きく、また資金の調達方法も複雑になってくると、自然そこには所有と経営の分離が行なわれ、企業をとりまく利害関係者も多くなり、それとともに企業と利害関係者との距離はますます開いていく傾向がみられる。そこで、株主および将来の株主・債権者および将来の債権者・従業員、地域社会の人々および消費者、国家および地方公共団体などの利害関係者は、企業の経営者に企業の経営状況に関する報告を要求するようになってくる。また経営者も自らの責任を解除されるうえからも、企業の経営状況を報告する必要がでてくるのである。この経営状況の報告も定期的に行なう必要があり、企業の財政状態の報告は貸借対照表によって、経営成果の報告は損益計算書によって行なわれる。

4 会計公準

企業の公共性が強まるにともなって、会計はますます有用な社会的目的により役立つものでなければならないものになってきた。したがって、会計担当者として、客観的に認められる会計処理の基準が必要であり、このような近代会計を支えている基本的な前提を会計公準 (Accounting convention) といっている。会計公準は、一般に行なわれている諸慣習のうちから、基本的なものとして社会的に認められているものであり、経験を基礎として構成されているので、決して固定的不変的なものではなく、時代の変化によってつねに有用性の観点から検討されて変化すべき性質のものである。

会計公準はつぎの3つのものである。

(1) 企業実体……近代企業は、所有と経営の分離の傾向にあり、いわゆる企業主に対して企業それ自体が存在し永続していくので、企業自体が計算・記録・報告等の単位と考える社会的仮定を企業実体の公準という。

(2) 貨幣価値一定の公準……企業会計は、企業の経済活動を計数的に把握するものであるが、その状態と結果を総合的に把握し表示するためには、会計記録は貨幣価値によって測定され表示されることが必要である。すなわち、貨幣

価値によってはじめて、異質の諸財貨および役務が、財産および資本という統一的な観念を構成することができるからであり、これを貨幣価値一定の公準という。

(3) 会計期間の公準……企業会計は、企業の永続的な経済活動の流れを、人為的に適当な一定の期間に区切って継続的に行なう。いわゆる期間計算を行なうところに特徴があり、これを会計期間の公準という。

5 会計原則の必要性

会計は社会の経済秩序を保つために役立つものでなければならない。そのためには、企業の利害関係者の立場からばかりでなく、広く社会全般の立場からも判断でき、信頼のおけるものでなければならない。今日の企業会計の最も重要な任務は、たんに会計を行なうばかりでなく、その結果を報告することである。ところが会計には、資産評価の問題をはじめ、多くの点において見積りや判断を行わなければならない場合が多い。したがって見積りや判断に対して、公平な基準となるべきものを与えることが必要となってくる。この目的をみたすものが会計原則 (Accounting principles) である。この会計原則の基礎は、会計公準によってささえられている。

会計原則とは、企業会計の実務のなかに慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを要約したものであって、すべての企業がその会計を処理するに当って従わなければならない基準である。したがって、会計原則は自然法則のような普遍妥当性と恒久性を持つものではなく、それが有用であることが証明され、かつ一般に認めるところによってはじめて会計原則として成立し、さらに一般に認められた規範としての会計原則が成文化されて、制度としての会計原則が成立するに至った。

会計原則は会計行為の全般を画一的に規制し拘束するものではない。会計原則は、個別的な会計手続を詳細に規制するものではなく、個別的な会計手続については会計家の選択に委ね、その選択に際して従わなければならない基本的な諸原理を明文化している。

会計原則は、最善と考えられる有用な会計処理、もしくは報告の基準を明示したものである。

わが国では、企業会計制度の改善、統一を目的として、昭和24年7月に経済安定本部企業会計制度対策調査会（現在の大蔵省企業会計審議会）から、企業会計原則ならびに財務諸表準則が公表された。このうち、企業会計原則は、企業が財務諸表を作成する場合に、そのよりどころとすべき基準を示したものである。その内容は後述する。また財務諸表準則は、財務諸表の標準様式やその作成方法を定めるものである。

企業会計原則ならびに財務諸表準則は、法令によって強制されるものではないが、すべての企業がその会計を処理するに当って、従わなければならない基準とされている。

なお、昭和25年9月に証券取引委員会から発表された「財務諸表等の用語様式及び作成方法に関する規則」（略して財務諸表規則）は財務諸表準則の内容を、証券取引委員会規則として、法的根拠を与えたものである。

その後、企業会計原則をはじめ、財務諸表に関する諸基準・規則について改正ないし修正が加えられ現在に至っている。

わが国の企業会計原則はつぎに示すようなものから成っている。

この原則は企業が財務諸表を作成する場合準拠すべき基準を示したものであり、一般原則・損益計算書原則・貸借対照表原則から成り立っている。これらの原則は、会計実務のなかに慣習として発達したものから、一般に公正妥当と思われるものを要約したものであり、企業が会計処理を行なう場合、従わなければならないものである。

企業会計原則

Ⅰ 一 般 原 則	(1) 真实性の原則	Ⅱ 算 損 書 益 原 計 則	(1) 発生主義の原則
	(2) 正規の簿記の原則		(2) 実現主義の原則
	(3) 剰余金区分の原則		(3) 費用収益対応の原則
	(4) 明瞭性の原則		(4) 総額主義の原則
	(5) 継続性の原則	Ⅲ 照 貸 表 借 対 則	(1) 完全性の原則
	(6) 保守主義の原則		(2) 概観性の原則
	(7) 単一性の原則		(3) 明瞭性の原則
			(4) 継続性の原則
			(5) 評価の原則

（注） 詳細については「付録」を参照せられたい

6 一般原則

企業会計原則の最初にかかげられている一般原則の内容は、企業会計全般に関するもので、報告の原則と会計処理の原則を含むが、損益計算書および貸借対照表のいずれにも共通する原則で、つぎの7つの原則から成っている。

(1) 真実性の原則

一般原則では「企業会計は、企業の財政状態および経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない」と規定されている。これが真実性の原則である。

企業会計は、まず真実性を前提としている。すなわち、真実性が企業会計になければ、社会の信頼は生ぜず、企業会計は成立しない。会計処理・手続・表示の場合、可能なかぎり真実であることが基本的要請である。真実な報告は、たんなる表示上の形容としてでなく、報告に至るまでの過程、つまり記録を処理する場合の会計慣習とその選択適用の判断において、可能なかぎりの真実性が保証されなければならないことを意味しているのである。この原則により具体的に理解するとすれば、すべての会計取引を正しく記録・計算・表示して、企業の真実な財政状態および経営成績を報告することであって、意識的に間違った記録・計算はすべきではないと解釈すべきである。

企業会計の真実性という場合、絶対的真実性を意味するものでなく、相対的真実性を意味するものである。なぜならば、財務諸表が、取得原価による記録、会計慣習、会計担当者（経営者）の見積りや判断という主観的判断によって作成されることに起因していると考えられる。

現在の企業会計は、取得原価によって記録・計算・表示を行っており、それゆえ、現行の財務諸表は、企業の経営状況の絶対的な真実性を表示したものといえない。現行の企業会計が、取得原価を前提として記録・計算が行なわれているのは、企業会計の主目的のひとつに期間損益計算があることに起因する。期間損益計算のために作成された財務諸表を用いて、経営状況の報告は行なわれるものであり、結果的には、その財務諸表は、経営状況の報告として絶対的な真実性を表わすものではなく、相対的な真実性を表わすものと解することができる。